

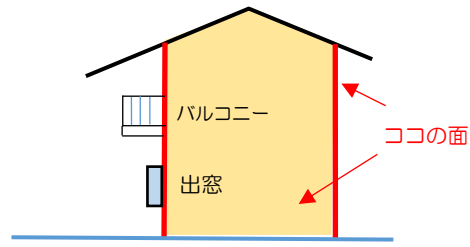
○建築物等の色彩の制限について

建築物等の色彩を制限している地区計画があります。

制限のかかる部位の例

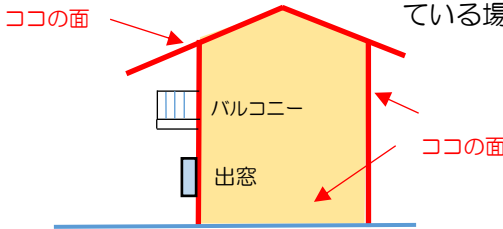
① 外壁に限定している例

『外壁』
『建築物の外壁』と記載されている場合



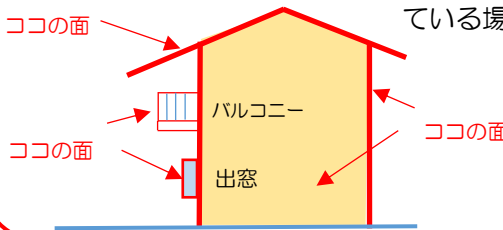
② 屋根と外壁にかかる例

『屋根および外壁等』
『建築物の屋根および外壁
またはこれに代わる柱』と記載されている場合



③ 建物全体

『建築物等』
『建築物の外観』
『屋根、外壁等』
(外壁等；建築物の外壁または
ルコニー、軒および出窓等を含む)
と記載されている場合



色に関する制限の例

① 「落ち着いた色」と制限している例

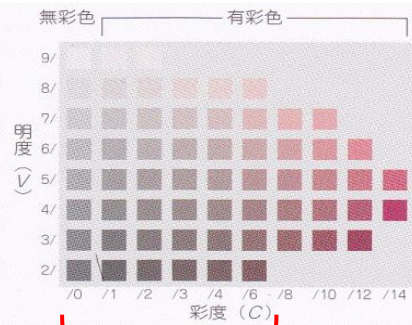
『良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合い』
『落ち着きのある』
『当該敷地および周辺の環境と調和したもの』
『周辺の環境と調和したもの』
『周辺環境や都市景観に配慮する』
『原色の使用を避けるとともに、落ち着いた色合い』
『周辺の環境に調和した落ち着きのある』
などと記載されている場合は

- ・原色（赤、黄、緑、青）を避けて下さい。
- ・原色を使用する場合は彩度「7」未満として下さい。（図1の範囲）
- ・上記にあてはまらない場合は、周辺環境などから判断しますので、ご相談下さい。

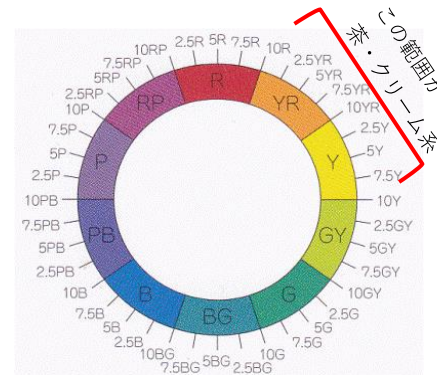
② 「茶系」または「クリーム系」を基調と制限している例

『茶系またはクリーム系を基調とする』
などと記載されている場合は

- ・色相区分「Y」または「YR」を茶、クリーム系と判断します。（図2の範囲）
- ・彩度「7」未満として下さい。（図1の範囲）



この範囲が彩度7未満
[図1]マンセル系の明度と彩度



[図2]マンセル系の色相環

建築物以外の色に関する制限の例

屋外広告看板等に制限を定めている地区計画があります。

① 広告物への制限

『屋外広告物は周囲の景観に調和した色調
形状、意匠、規模』
『屋外広告物の色彩は原色の使用を避け、
落ち着いた色合いや装飾とし周囲の景観
環境に配慮』
などと記載されている場合

- ・原色（赤、黄、緑、青）を避けて下さい。
- ・原色を使用する場合は彩度「7」未満として下さい。（図1の範囲）
- ・上記にあてはまらない場合は、「大きさ」「設置場所」などから判断しますので、ご相談下さい。

② ネオン・過度に明るい照明等への制限

『きらびやかなネオンや過度に明るい照明等』
などと記載されている場合

- ・「照度」「サイズ」「場所」などにより判断しますので、ご相談下さい。

・地区計画に実際に記載されている例

例：建築物の形態・意匠・色彩等については、**周辺環境や都市景観に配慮**するものとする。

例：建築物の**屋根および外壁等**の色彩は、**原色の使用を避け、街並みとの調和を図る**ものとする。

例：屋外**広告物**は、**周囲の景観に調和した色調、形状、意匠、規模**とする。